

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
6月14日
(金曜日)

目次

告示

平成二十五年年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)……………一
指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)……………一
公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………二
平成二十五年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………三
肥料の登録事項の変更(農業振興課)……………四
基本測量の実施(監理課)……………四
選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定……………五
雑報

争議行為の通知……………五

山口県告示第二百三十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十五年年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十五年六月十四日

一 研修の主催者

山口県知事 山本 繁太郎



- 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
二 研修の開催期日及び開催場所
開催期日 平成二五、九、一(日曜日)
開催場所 柳井市南町四丁目一番一号
柳井クルーズホテル
三 研修の受講料
五千円

山口県告示第二百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
山口市仁保下郷字寺山二八から三〇まで、三〇の一、三二、三三、四六、四七、五二、五六の一、五七、五七の一、字大岩二二三、二二四、字片山原二二八、二二九の一から二二九の九まで、字東二二八の一、二九一の一、二九一の一七、二九一の二七、二九一の二八、字小高野原二九一の二、二九一の三、二九一の六から二九一の九まで、二九一の一六、二九一の一八から二九一の二二まで、徳地船路字六わさ七八の一、七八の二二、字永ヶ迫二四二、字呼迫一五四、字高迫一五五の一、一五五の二、字白谷南一五九の一、一六〇、字金ヶ迫一七一の一、字白谷東一八五、字大森二二二の一、字大場ヶ迫二五三の一、字八石二九三の一、字大月三一九の一、字曾根三三二の一、字森ヶ迫三三六、字黒岩上三三一、字柳平三四四の一、三四四の四、三五二、字柳三四五の一、三四五の二、字屋ヶ迫三五四の一、字下山ノ上三五六の一(次の図に示す部分に限る。)、字上山ノ上東西三六六の四、三六六の九(次の図に示す部分に限る。)、三六六の一〇、三六六の一、字揚山三七八の一、三七八の四、三七八の六、三七八の一四から三七八の一六まで、字落合三八七の二、三九七の一、字弥六 三九八の一、字堂ノ後四三〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四三〇の五、四三〇の七(次の図に示す部分に限る。)、四三〇の八、四三〇の九、四三〇の一四、四三〇の一六から四三〇の一九まで、字船谷四六八の一、字

法宗軒五三六の四、字森ヶ谷五九三の一・字飛吉六五〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六五〇の四、六五〇の五、六五〇の八から六五〇の二二まで、八三一から八三七まで、字埴六六二の一から六六二の四まで、六六二の六、字坂谷六六七(次の図に示す部分に限る。)、字平畑七四八の一、字瀬越七七四の一、七四の六、七九三、七九四の一、七九四の五、字奥瀬越七九二の一、七九二の二、字上永迫二〇五、二〇六、二一一、二一二の二、宮野上字古畠山一六六第一、上宇野字畑西側五六六の二(次の図に示す部分に限る。)、徳地串クスジ東平二二〇、字奥茅ノ木二四九の一から二四九の三まで、字クスジ西平二二八二、字西ヶ谷東平二二八五の一、二二八五の四(次の図に示す部分に限る。)、字西ヶ谷西平二二九九の一、二二九九の三(次の図に示す部分に限る。)、字中畑二六七一、字大畠二六七二の一、字ちさノ木二六七七(次の図に示す部分に限る。)、二六八〇、二六八一、字砂ヶ谷二七二九

二 保安林として指定された目的水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)



(一八〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年七月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の

縦覧に供します。

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 シートパイプ工法研究所

代 表 者 の 氏 名 田村 伊正

主たる事務所の所在地 萩市大字椿二二七〇番地

三 定款に記載された目的

浅層引込暗渠に適用するシートパイプ工法に関する現場支援を行うとともに、機能性、施工性、経済性並びに環境・安全性に関する技術評価を行い、その優れた技術を体系化し、科学技術の成果として発展・展開を図ること。

(一八一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年七月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人若葉会

代 表 者 の 氏 名 佐伯 英聡

主たる事務所の所在地 下関市新椋野二丁目四番五号

(一八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十五年七月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人周南のぞみ会
 代表者の氏名 牧野 泰郎
 主たる事務所の所在地 周南市岡田町二番三号

(二八三) 平成二十五年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十五年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 試験の日時及び場所
 - (一) 日時
平成二十五年九月一日(日曜日)午前十一時から
 - (二) 場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館
- 二 試験の内容
 - (一) 学科試験
 - 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
 - (二) 技能試験
 - 1 洗濯物の処理に関する知識
 - (1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十五年七月十六日(火曜日)から同年八月二日(金曜日)まで(郵送の場合)は、八月二日までの消印のあるものは、有効とする。

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、当該住所の市役所)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表は、平成二十五年九月十八日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニンング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一八四) 肥料の登録事項の変更

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項を変更した旨の届出がありました。

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

登録番号	変更年月日	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	変更事項	生産業者	
						氏名	住所
山口県生第五八八号	平成二五、四、一六	炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇 可溶性苦土	該当なし	住所の変更	誠信産業株式会社	東(旧)愛知県豊橋市 二小鷹野四丁目六の 一(新)岐阜県羽島市 足近町南宿一五六の
山口県生第五八九号	"	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	"	"	"
山口県生第五九二号	"	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇 可溶性苦土	"	"	"	"
山口県生第五九三号	"	灰一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 一五・〇〇 可溶性苦土	"	"	"	"

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

(一八五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

- 一 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 二 作業の地域

三 山口県全域
作業の期間

平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十五年六月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム喜楽園	下関市豊田町大字中村八二の一	平成二五、六、六
際波あかり苑	宇部市大字際波三九九の三	〃 〃 〃
社会福祉法人ひかり苑特別養護老人ホームひかり苑	光市大字三井一〇五六の一	〃 〃 〃



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十五年六月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事件

- (一) 夏季一時金の要求に関する件
- (二) 労働条件の改善の要求に関する件
- (三) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

三 場所
平成二十五年六月十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十五年六月十四日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁